



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資 料 提 供

滋 賀 労 働 局 発 表

令 和 5 年 9 月 2 8 日

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室
	賃金室長 口 留美子 賃金指導官 辰巳 清司 (電話) 077 - 522 - 6654

最低賃金を下回っていた事業場に対し是正を指導

～令和5年の最低賃金主眼監督結果～

滋賀労働局（局長 小島 裕）は、このたび、令和5年に実施した最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、管内の労働基準監督署が、毎年集中的に監督指導を実施しているものであり、今回は、前年に改正された滋賀県最低賃金（時間額 927 円）の履行確保を目的として、令和5年1月から3月の期間において滋賀県内の事業場に対し実施したものです。

【令和5年1月から3月の間に実施した最低賃金主眼監督の実施状況】

監督指導の実施事業場：

223 事業場

最低賃金法違反 の状況

違反事業場数：

13 事業場（ 5.8% ）

業種別違反状況

- ・ 製 造 業： 78 事業場 中 4 事業場（ 5.1% ）
- ・ 商 業： 60 事業場 中 3 事業場（ 5.0% ）
- ・ 接客娯楽業： 33 事業場 中 2 事業場（ 6.1% ）
- ・ その他の事業： 52 事業場 中 4 事業場（ 7.7% ）

最低賃金未満の労働者：

34 人

以下は、内訳（重複あり）。

- ・ 女性労働者： 26 人（ 76.5% ）
- ・ パート・アルバイト： 25 人（ 73.5% ）
- ・ 65 歳 以 上： 11 人（ 32.3% ）

最低賃金法第4条違反（滋賀県最低賃金未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。）

【最低賃金額】

滋賀県最低賃金	967 円/時間	令和 5 年 10 月 1 日 発効	
特定 産業別 最低賃金	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	967 円/時間	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	978 円/時間	
	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	¹ 965 円/時間	令和 4 年 12 月 29 日 発効
	自動車・同附属品製造業	981 円/時間	

1 令和 5 年 10 月 1 日以降は滋賀県最低賃金が適用されます。

【労働条件に関する相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に相談したい	総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署 : 077-501-3976 彦根労働基準監督署 : 0749-22-0654 東近江労働基準監督署 : 0748-41-3363 滋賀労働局 : 077-523-1190(マハラ・セハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナーは労働基準監督署や労働局の中にあります
夜間・休日に相談したい	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00 (12/29～1/3 除く)

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにはどのように対応すればいいのかが相談したい	滋賀働き方改革推進支援センター	0120-100-227 大津市中央 3-2-1 セザール大津森田ビル 1 階
事業場で最も低い賃金の引上げをするので助成してほしい【業務改善助成金について】	滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 4 階

【資料】

別紙 令和 5 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

令和5年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

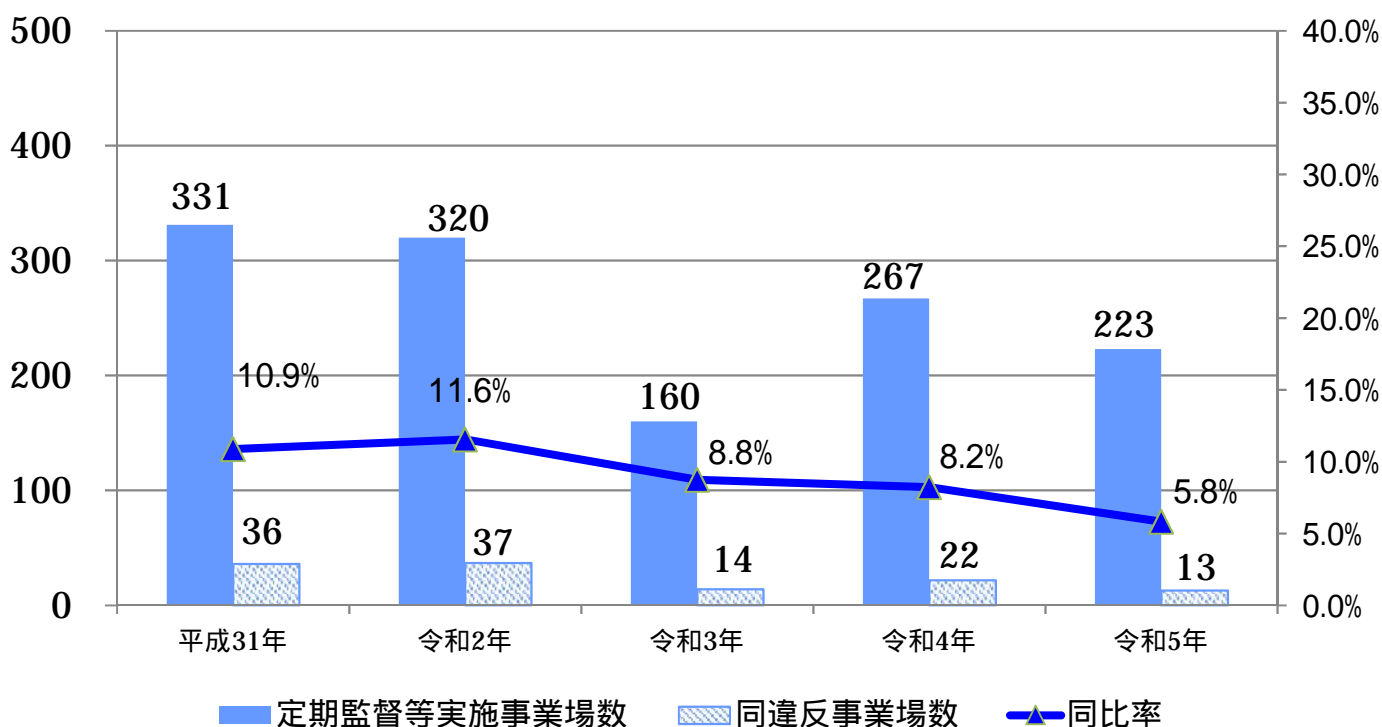
管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、令和5年1月から3月までの間に、滋賀県最低賃金が適用される223事業場に対して、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したところ、13事業場で最低賃金法違反（1）が認められた（違反率5.8%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

1 滋賀県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第4条第1項に違反したもの。以下、同じ。

表1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

監督実施年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
適用最低賃金額（前年改定額）	839円	866円	868円	896円	927円
定期監督等実施事業場数	331	320	160	267	223
同違反事業場数	36	37	14	22	13
同比率	10.9%	11.6%	8.8%	8.2%	5.8%

図1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況



業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反の状況は、製造業が78事業場のうち4事業場(違反率5.1%)、商業が60事業場のうち3事業場(違反率5.0%)、接客娯楽業が33事業場のうち2事業場(違反率6.1%)、その他の事業が52事業場のうち4事業場(違反率7.7%)などであった。

表2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
製造業	78	4	5.1%
商業	60	3	5.0%
接客娯楽業	33	2	6.1%
その他の事業	52	4	7.7%

2 最低賃金法違反の状況

本監督指導で認められた最低賃金未満の労働者は34人であった。その内訳(重複あり。)は、女性労働者が26人(76.5%)、パート・アルバイトが25人(73.5%)、65歳以上の労働者が11人(32.3%)であった。

表3 最低賃金未満の労働者の内訳

	人数	割合
最低賃金未満の労働者	34	
18歳未満	0	0%
65歳以上	11	32.3%
パート・アルバイト	25	73.5%
女性労働者	26	76.5%

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

滋賀県 最低賃金

令和5年
10月1日から
時間額

967 円

前年比
40円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
滋賀労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



滋賀労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

※1
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)